

薬生食監発 0710 第 1 号  
令和 2 年 7 月 10 日  
(最終改正：令和 8 年 3 月 31 日)

各 ( 都 道 府 県  
保健所設置  
特 別 区 ) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

食品衛生申請等システムの運用開始を踏まえた利用規約及び  
営業者等の個人情報の取扱いについて

食品衛生申請等システムについては、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成 14 年法律第 151 号)に基づき整備し、当該システムの活用により、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)で示された事業者目線で規制改革、手続きの簡素化(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報の提出は一度だけの原則」、「書式・様式の統一化」)、特に営業の許認可など事業者負担の重い分野について、行政手続コスト(事業者の作業時間)の削減を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症発生を踏まえた「新しい生活様式」に対応した使用(テレワーク等)が想定されます。

当該システムの運用にあたり開始日、利用規約及び個人情報の取扱いを下記のとおり定めましたので、ご了知の程どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当該システムは厚生労働省ホームページから接続することとなるため、厚生労働省ホームページの利用規約等が一律に適用されることとなります。

## 記

### 1. 食品衛生申請等システムの利用規約

食品衛生申請等システム利用規約を別添 1 のとおり規定し当該システムの中で提示することとする。

## 2. 食品衛生申請等システムの個人情報の取扱い

都道府県等が保有する個人情報の取扱いに関しては、各都道府県等の個人情報保護条例において規律されており、当該条例において、保有する個人情報の目的外利用や外部提供は禁止されているが、「本人の同意があるとき」の他、一定の事由がある場合は、この限りでないとされている。

食品衛生申請等システムへの「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく申請等の情報の入力、本人の同意を確認することとする。

具体的な確認方法は、別添 2「食品衛生申請等システムにおける個人情報等の取扱いについて」により規定し、当該システムのプライバシーポリシーの中で提示することとする。

当該システムを利用せず各自治体の窓口到手書きの申請書等が提出された場合においても、当該システムを利用した者と同様の情報の取扱いができるよう、別添 3 を参考に申請等をしようとする者に配付し確認をお願いする。

## 3. 食品衛生申請等システムの運用開始日

令和 2 年 5 月 29 日付け事務連絡「食品衛生申請等システムの運用について」により運用開始日について改めて連絡することとしていたが、本年 7 月 20 日から運用を開始する。運用を開始する業務の範囲は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知「食品衛生申請等システムの運用について」（令和 2 年 3 月 31 日 薬生食監発 0331 第 1 号）のとおりとし、営業届の時期については、各都道府県等の条例等の整備状況を踏まえ追って連絡する。

## 4. その他（システム整備の背景等）

令和元年に施行された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し国は支援等に努めること※1 とされており、また、デジタルファースト原則などデジタル 3 原則のもと、地方公共団体の行政手続についてもオンライン化が努力義務とされている。

また、デジタル手続法第 4 条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画として「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「実行計画」という）が位置付けられ、当該実行計画の中で、「地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備」※2、「地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進」

※3が示され、地方公共団体等が行う行政手続についても、国が情報システムを整備する等が示されている。

これらを踏まえ、食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届、食品等自主回収報告等が食品衛生申請等システムによりできることとなる。

※1 ○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）

第13条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※2 法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と合わせてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

※3 地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、地方公共団体の行政手続のオンライン化を支援する。

## 食品衛生申請等システム利用規約

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 本システムの利用（第 4 条－第 10 条）

第 3 章 システム等の管理（第 11 条－第 16 条）

附則

### 第 1 章 総則

（目的）

#### 第 1 条

1. この規約は、厚生労働省が運営する食品衛生申請等システムの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

#### 第 2 条

1. この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - （1）「本システム」 食品衛生法及び食品表示法に関する手続、公表（以下「手続等」という。）のためのデータを作成し、当該手続等の受付処理をする情報システムをいう。
  - （2）「食品等事業者」 食品衛生法第 3 条に定める人若しくは法人及び食品表示法第 2 条第 3 項に定める食品関連事業者等をいう。
  - （3）「システム利用者」 本システムを利用する食品等事業者をいう。
  - （4）「利用行政庁」 本システムを利用して食品衛生法に基づく事務を処理する行政庁及び当該行政庁が適切と判断した目的の範囲内で情報を提供することとした行政庁。
  - （5）「システム提供者」 厚生労働省をいう。
  - （6）「事業者情報画面」 システム利用者が行った食品衛生法及び食品表示法に関する手続等の情報を確認するための画面をいう。
  - （7）「整理番号」 本システムを利用して手続等を行うに当たり、本システムが手続のためのデータを受け付けた時に付与される番号をいう。
  - （8）「ログイン ID（アカウント ID）」 システム利用者及び利用行政庁を特定するために、システム提供者が付与する符号をいう。
  - （9）「パスワード」 システム利用者及び利用行政庁を特定するために、本システムの利用時にシステム提供者が付与又はシステム利用者が登録する符号をいう。

(適用)

### 第3条

1. この規約は、システム利用者及び利用行政庁に適用されるものとする。
2. システム提供者は、予告なくこの規約を改定できるものとし、改定されたこの規約の施行日以降は、本システムの利用については改定後の規約が適用されるものとする。なお、システム提供者は、この規約の改定を、本システムを通じて周知することとする。

## 第2章 本システムの利用

(規約への同意)

### 第4条

1. システム利用者及び利用行政庁は、本システムの利用に際し事前にこの規約を熟読の上、この規約に同意して本システムを利用するものとする。
2. システム利用者及び利用行政庁が本システムを利用する際には、システム利用者はこの規約に同意したものとみなす。

(システム利用者)

### 第5条

1. システム利用者は、自己の責任と判断に基づいて、本システムを利用するとともに、本システムの利用に伴って生じる以下の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）を管理するものとし、システム提供者及び利用行政庁に対しいかなる責任も負担させないものとする。
  - (1) 整理番号
  - (2) ログインID（アカウントID）
  - (3) パスワード
  - (4) 手続内容
  - (5) 事業者情報画面に表示される情報
  - (6) 本システムの利用に関し受信する電子メール
  - (7) その他、システム利用者が本システムの利用に関し、作成又は取得し管理している情報
2. システム利用者は、本システムに掲載する本システムの利用に関する事項に従うものとする。システム利用者が、本システムの利用に関する事項に従わなかった結果、システム利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者及び利用行政庁は一切の責任を負わないものとする。
3. システム利用者は、事業者情報画面を用いて適宜自己の行った手続等に係る情報を確認し、不備の解決等、必要な対応を行うものとする。システム利用者が、必要な対応を行わなかった結果、システム利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者及び利用行政庁は一切の責任を負わないものとする。

のとする。

(利用行政庁)

#### 第6条

1. 利用行政庁は、国家公務員並びに地方公務員であることから、本システムによって得られる情報（以下「取得情報」という。）の取扱いについて、国家公務員法及び地方公務員法にいう、秘密を守る義務を厳守するものとする。
2. 利用行政庁は、本システムからの取得情報の中に、個人情報が存在する場合は、行政庁の保有する情報の取扱いに係る関係法令に基づき、個人情報を保護するものとする。
3. 利用行政庁は、システム提供者より発行されるログインID（アカウントID）及びパスワードを用いて本システムにアクセスするものとする。
4. 利用行政庁は、システム提供者より発行されたログインID（アカウントID）及びパスワードの適切な管理を行うものとする。

(システムに関する知的財産権)

#### 第7条

1. 本システムに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、システム提供者又はITサービス提供事業者に帰属する。
2. システム利用者は、本システムに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等を扱うにあたっては、以下の各号に掲げる事項のすべてを遵守しなければならない。
  - (1) この規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること
  - (2) 改変、編集及び頒布並びにリバースエンジニアリング※等を行わないこと

※ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。(出典：サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック Ver1.0 令和2年3月2日 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター (NISC))

(本システムの利用可能時間等)

#### 第8条

1. 本システムの利用可能時間は、原則24時間365日とする。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等によりシステム利用者に予告なく本システムの利用を停止する場合がある。なお、本システムを計画的に運用停止する場合は、ポータルサイトを通じて周知するものとする。
2. システム利用者が行った手続等に係る処理は、各利用行政庁の執務時間に行うものとする。

(添付ファイルの形式等)

#### 第 9 条

1. システム利用者は、本システムを利用して手続等を行うにあたって使用する添付ファイルの形式※は、拡張子が、doc、docx、xls、xlsx、ppt、pptx、pdf、png、gif、jpg、jpeg、bmp ファイルとし 1 ファイル当たり 1MB 以下とする。 ※手続内容によって異なる場合がある。

なお、システム利用者が、市販の地図等を用いて添付ファイルを作成する場合は、著作権法等関係法令を遵守の上、自己の責任において使用するものとする。この場合において、システム利用者が法令の遵守を怠った結果、システム利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者及び利用行政庁は一切の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

#### 第 10 条

1. 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。
  - (1) 本システムをこの規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事
  - (2) 本システムをウィルスの送付及び不正アクセス等、公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとする事
  - (3) 関係法令に違反する行為を行う事
  - (4) その他本システムの管理及び運用に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある行為を行う事

### 第 3 章 システム等の管理

(準備等)

#### 第 11 条

1. システム利用者及び利用行政庁は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な手続はシステム利用者が自己の責任で行うものとする。
2. 本システムを利用するために必要な通信費用、その他本システムの利用に係る一切の費用は、システム利用者及び利用行政庁の負担とする。

(システムの保証等)

#### 第 12 条

1. システム提供者及び利用行政庁は、本システムの提供の遅延、中断又は停止が発生した場合において、その結果システム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

(情報の修正・削除等)

第 13 条

1. 本システムでは、登録した各情報の修正・削除権は、原則として情報の提供あるいは登録を行った利用者及び本システムのシステム提供者にあるものとする。

(非常事態及びシステムの利用が著しく集中した場合における利用の制限)

第 14 条

1. システム提供者は、天災、事変その他の非常事態の発生又は本システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、システム利用者に予告なく本システムの利用を停止又は制限することがある。
2. システム提供者は、本システムの利用が著しく集中した場合には、システム利用者に予告なく本システムの利用を制限することがある。

(障害管理)

第 15 条

1. 本システムに障害が発生した場合のシステム利用者、利用行政庁及びシステム提供者の対応は次のとおりとする。
2. システム利用者及び利用行政庁は、障害の発生状況について、速やかに把握し、必要に応じ、システム提供者に連絡するものとする。
3. システム提供者は、システム利用者及び利用行政庁から障害発生の連絡を受けた後、システム運用保守事業者等への連絡などを行い、速やかに障害の復旧に努めるとともに、必要に応じ、システム利用者及び利用行政庁に対して復旧状況等を伝えるものとする。
4. システム提供者は、障害復旧後に、障害分析を実施し、同様な障害の発生防止に努めるとともに、必要な改善策を実施するものとする。

(その他)

第 16 条

1. この規約に定めるもののほか、本システムの円滑な実施に際して必要な事項については、システム提供者がシステム利用者及び利用行政庁の意向を踏まえ、その都度システム利用者及び利用行政庁に連絡する。

附 則

この規約は、食品衛生申請等システムの運用開始日から施行する。

## 食品衛生申請等システムにおける個人情報等の取扱いについて

### 1. 基本的な考え方

厚生労働省及び食品衛生法、健康増進法、食品表示法に規定される事業に係る事務を所掌する行政庁（以下「利用行政庁」という。）では、食品衛生法、健康増進法及び食品表示法の適正かつ円滑な運用及び同法に規定される事業を営む者の業務の適正な運営を確保するために必要な範囲で、厚生労働省が運用する食品衛生申請等システム（以下「当サイト」という。）を利用される皆様の情報を取得しています。

当サイトにおいて取得した情報は、本利用目的の範囲内で適切に取扱います。

### 2. 取得する情報の範囲

(1) 当サイトの利用にあたっては、利用者の基本情報（氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号、生年月日、電子メールアドレス等）の入力をお願いしています。

(2) 当サイトでは、利用者の IP アドレス、閲覧情報等をアクセスログとして取得します。

(3) 当サイトでは、一部 Cookie を使用し、利用者の利便性を図るとともに、利用環境等を把握するために利用しますが、Cookie を使用して利用者を特定するような情報は一切取得しません。

(4) 当サイトでは、利用者が入力する以下の情報を取得します。

○営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報（食品衛生法第55条から第58条までに係る情報等）、いわゆる「健康食品」に係る健康被害情報（食品衛生法第8条、食品衛生法施行規則別表第17第9号ハに係る情報等）

### 3. 利用目的

(1) 当サイトにおいて取得した情報は、以下の利用行政庁が食品衛生法、健康増進法及び食品表示法に基づく事務の処理等のために、本利用目的に従い利用、提供します。

<営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報>

利用行政庁：都道府県、保健所を設置する市及び特別区

a. 食品衛生法及び食品表示法に基づく事務の処理のため。

b. 食品等事業者に対する諸連絡のため。

c. 食品等事業者及び周辺住民等の関係者からの問合せ等の対応のため。

- d. 今後の施策立案の参考とするため。
- e. 食品衛生法及び食品表示法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

<営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報>  
利用行政庁：厚生労働省及び消費者庁（食品等自主回収届出に限る。）

- a. 食品衛生法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等自主回収情報の公表のため。
- c. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- d. 食品等事業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- e. 今後の施策立案の参考とするため。
- f. 食品衛生法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

<食品等自主回収届出に係る情報>

利用行政庁：消費者庁

- a. 食品表示法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等自主回収情報の公表のため。
- c. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- d. 食品等事業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- e. 今後の施策立案の参考とするため。
- f. 食品表示法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

<いわゆる「健康食品」に係る健康被害情報>

利用行政庁：厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市及び特別区

- a. 食品衛生法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- c. 食品等事業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- d. 今後の施策立案の参考とするため。
- e. 食品衛生法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

<いわゆる「健康食品」に係る健康被害情報>

利用行政庁：消費者庁（特定保健用食品及び機能性表示食品に限る。）

- a. 健康増進法及び食品表示法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- c. 食品等事業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- d. 今後の施策立案の参考とするため。
- e. 健康増進法及び食品表示法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

#### 4. 利用範囲の制限

- (1) 取得した情報を前記3の利用目的以外には利用いたしません。
- (2) 法令に基づく場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合及びその他の法令上、前記3の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することが認められる特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (3) ただし、当サイトへのアクセス情報、利用者属性などの情報については統計的に処理した上で公表することがあります。

#### 5. 個人情報等の取扱いの委託

当サイトで取得した個人情報等は、前記3の利用目的を達成する範囲で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等の取扱いを事務委託先に委託することがあります。この場合、委託先に対して、委託した個人情報等が適正に取り扱われるように管理・監督します。

#### 6. 安全確保の措置

取得した情報の漏洩、滅失又はき損の防止、その他取得した情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。

#### 【問い合わせ先】

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 03-5253-1111 (代表)

## 食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出等の 個人情報の取扱いについて

今般、厚生労働省において、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号）に基づき、食品衛生申請等システムを整備しました。

当該システムの活用により、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）で示された事業者目線で規制改革、手続きの簡素化（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報の提出は一度だけの原則」、「書式・様式の統一化」）、特に営業の許認可など事業者負担の重い分野について、行政手続コスト（事業者の作業時間）の削減を目指すこととしています。

つきましては、食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出等の手続において取得した情報は、食品衛生申請等システムに登録し、下記のとおり取り扱いますので、ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。

### 記

#### 食品衛生申請等システムにおける個人情報等の取扱いについて

##### 1. 基本的な考え方

厚生労働省及び食品衛生法、食品表示法に規定される事業に係る事務を所掌する行政庁（以下「利用行政庁」という。）では、食品衛生法及び食品表示法の適正かつ円滑な運用及び同法に規定される事業を営む者の業務の適正な運営を確保するために必要な範囲で、厚生労働省が運用する食品衛生申請等システム（以下「当サイト」という。）を利用される皆様の情報を取得しています。

当サイトにおいて取得した情報は、本利用目的の範囲内で適切に取扱います。

##### 2. 取得する情報の範囲

- (1) 当サイトの利用にあたっては、利用者の基本情報（氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号、生年月日、電子メールアドレス等）の入力をお願いしています。
- (2) 当サイトでは、利用者の IP アドレス、閲覧情報等をアクセスログとして取得します。
- (3) 当サイトでは、一部 Cookie を使用し、利用者の利便性を図るとともに、利用環境等を把握するために利用しますが、Cookie を使用して利用者を特定するような情報は一切取得しません。

(4) 当サイトでは、利用者が入力する以下の情報を取得します。

○営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報（食品衛生法第55条から第58条までに係る情報等）

### 3. 利用目的

(1) 当サイトにおいて取得した情報は、以下の利用行政庁が食品衛生法及び食品表示法に基づく事務の処理等のために、本利用目的に従い利用、提供します。

＜営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報＞

利用行政庁：都道府県、保健所を設置する市及び特別区

- a. 食品衛生法及び食品表示法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- c. 食品等事業者及び周辺住民等の関係者からの問合せ等の対応のため。
- d. 今後の施策立案の参考とするため。
- e. 食品衛生法及び食品表示法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

＜営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報＞

利用行政庁：厚生労働省及び消費者庁（食品等自主回収届出に限る。）

- a. 食品衛生法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等自主回収情報の公表のため。
- c. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- d. 食品等事業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- e. 今後の施策立案の参考とするため。
- f. 食品衛生法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

＜食品等自主回収届出に係る情報＞

利用行政庁：消費者庁

- a. 食品表示法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等自主回収情報の公表のため。
- c. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- d. 食品等事業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- e. 今後の施策立案の参考とするため。
- f. 食品表示法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

#### 4. 利用範囲の制限

- (1) 取得した情報を前記3の利用目的以外には利用いたしません。
- (2) 法令に基づく場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合及びその他の法令上、前記3の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することが認められる特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (3) ただし、当サイトへのアクセス情報、利用者属性などの情報については統計的に処理した上で公表することがあります。

#### 5. 個人情報等の取扱いの委託

当サイトで取得した個人情報等は、前記3の利用目的を達成する範囲で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等の取扱いを事務委託先に委託することがあります。この場合、委託先に対して、委託した個人情報等が適正に取り扱われるように管理・監督します。

#### 6. 安全確保の措置

取得した情報の漏洩、滅失又はき損の防止、その他取得した情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。